

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の経緯

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整へ対応するため、令和7年度税制改正として、給与所得控除（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項に規定する「給与所得控除」）について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。

上記税制改正を受け、給与所得控除が拡大することにより、令和8年度分の介護保険料計算において保険料の所得段階が移動する被保険者が生じることとなる。これにより、第9期計画期間内に想定していた介護保険料の確保が困難となることを防ぐ必要があることから、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の公布があった。これを受け、本区介護保険条例を一部改正する。

2 対象範囲

令和7年中に55万1千円から190万円未満の範囲で給与収入のあった第一号被保険者が対象となる。当該被保険者は、保険料の算定基礎となる合計所得金額の水準が上記見直し前まで引き上げられることとなる。これにより、仮に令和6年中と令和7年中の給与収入額が同額であった場合、令和8年度の住民税が非課税の判定となったとしても、介護保険料の算定上では課税として判定し、令和7年度と同じ所得段階の介護保険料額となる。

3 施行期日

令和8年4月1日